

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第95号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「前項第2号、第3号及び第4号」を「前項第2号から第4号まで」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1備考以外の部分中「居宅介護」の右に「及び同行援護」を加え、「1時間」を「3

「

100	50
200	100
300	150
400	200
500	250
600	300
800	400
1,000	500
1,200	600
1,600	800
2,000	1,000
2,400	1,200
2,800	1,400
3,200	1,600
3,800	1,900

」

0分」に、 を に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市身体障害者措置費徴収規則の規定は、平成25年4月分の身体障害者福祉法第18条の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)